

第3節 循環型社会の形成

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
不法投棄物量	t	減少	26	25.2	24.8	24.4	24.0	23.6	21.6
				21.9	12.9	11.4	9.5		
				○	○	○	○		

※「市民1人当たりのごみ排出量」「ごみ焼却発電による電気使用量削減率」はP14 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

【現状及び課題】

◆市で撤去した不法投棄物量を基に、相対的な不法投棄物防止対策に関する取組の成果を図る「不法投棄物量」の目標を達成

「不法投棄物量」については、目標を達成しました。今後も引き続き、不法投棄多発地域の不法投棄防止パトロールを実施し、新たな不法投棄を未然に防ぐよう努めます。

主な施策の実施状況

3-1 『もったいない』社会の形成

3-1-1 リデュース・リユースの推進

○生ごみ減量・資源化推進事業

燃やせるごみの約4割を占める生ごみの減量・資源化を推進するため、家庭から出る生ごみの自家処理を促進し、生ごみ処理機器の購入者に対し奨励金を交付しました。

また、生ごみの減量・資源化に協力していただける自治会等に対しポリバケツを配置し、週2回投入してもらい、回収した生ごみと豚ぼんを混合して堆肥にする事業を行い、生ごみの資源化を行いました。

○もったいないの心の啓発事業

リサイクルふれあい館では、ごみ減量及び循環型社会の形成に向け、3R啓発の発信拠点として、市民に情報提供のための催事企画や館内展示、3R実践のきっかけづくりとなる講習会などを実施しました。また、市内の小中学校に対して「3R啓発ポスター」の募集や、各小学校4年生向けに副読本「わたしたちのくらしのごみ」を作成・配布し、環境意識の向上に努めています。

○食品ロスゼロのまち推進事業

※P15 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

○もったいないの心の醸成

ごみを出さない仕組みとして再使用及び再生利用の意識を促すため、木製家具の頒布、東所沢エコステーション及び地区ごとに行っている「もったいない市」で出された古着・古布類及び陶磁器等を回収し、リユース可能なものを常設頒布しています。

3-1-2 リサイクルの推進

○集団資源回収事業報償金の交付

自主的に資源回収を実施する非営利の市民団体に報償金を交付することで、ごみ減量及び資源化を推進しています。報償金は回収実績に応じて1キログラムあたり6円を交付しています。（生きびんのみ1本6円）

[2022年度実績] 登録団体数：468団体

○公共工事等における建築資材のリサイクル品・再使用品の活用

北野下富線道路築造事業における国道463号バイパス小手指ヶ原交差点から一般県道所沢堀兼狭山線までの延長5,500mの区間の道路工事、及び松葉道北岩岡線道路築造事業における新所沢跨道橋通りから狭山市内の主要地方道所沢狭山線を結ぶ延長2,860mの区間の道路工事において、路盤や構造物の基礎材料としてリサイクル品・再使用品を利用しました。

また、工事及び修繕において、再生切込砕石、再生粒調砕石、再生砂、再生アスファルトコンクリート等を使用しました。そして、工事及び修繕の中で排出された廃棄物については、適正に処理を行いました。

3-1-3 災害時のごみ処理システムの強化

○災害廃棄物処理計画の策定

災害時に多量に排出されるおそれのある災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するため、処理の体制や必要事項等を定めた「災害廃棄物処理計画」を2019年度に策定しました。

市では、災害廃棄物の収集・運搬等に関する応援協定を締結している民間事業者の連絡先について毎年確認しているほか、2022年度は、国や県で実施された図上演習にも参加し、災害廃棄物処理の体制強化を図っています。

3-2 ごみ処理の低炭素化の推進

3-2-1 低炭素型廃棄物処理施設の運営

○東部クリーンセンターの延命化工事

※P15 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

3-2-2 未利用エネルギーの活用

○東部クリーンセンターの延命化工事

※P15 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

3-3 ごみの適正な処理の推進

3-3-1 ごみの適正な処理の推進

○不法投棄防止パトロールの実施

不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物を撤去することで、地域の環境保全を維持し、新たな不法投棄を未然に防ぐよう努めています。

[2022年度実績] 巡回パトロールによる不法廃棄物撤去量：約9.5t（436箇所）



■不法投棄防止パトロールの様子